

教育・保育給付認定変更申請書(兼届出事項変更届)

年 月 日

海南市福祉事務所長 様

教育・保育給付認定（現況）の申請内容に変更がありますので、必要書類を添えて次のとおり申請します。

1. 保護者・児童について（すべてご記入ください）

申請者 (保護者)	住所			
	保護者名		電話番号	
児 童	児 童 名	生年月日	利用（希望）施設名	状況
		年 月 日		在籍・申請中
		年 月 日		在籍・申請中

2. 変更内容（該当する変更項目（）にチェックし必要事項をご記入ください）

項 目	変更申請・届出の内容		必要書類
<input type="checkbox"/> 就労状況	<input type="checkbox"/> 就職 <input type="checkbox"/> 就労先 <input type="checkbox"/> 就労時間 <input type="checkbox"/> 勤務場所 変更年月日： 年 月 日		就労・就職内定証明書 自営業申立書、農業申立書
<input type="checkbox"/> 退職・廃業（求職活動）	離職日 (廃業日)	年 月 日	就労予定申立書
<input type="checkbox"/> 出産予定（妊娠・出産）	出産予定日	年 月 日 (育児休業取得予定 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし)	母子手帳の写し (表紙と出産予定日のページ)
<input type="checkbox"/> 育児休業取得	育児休業 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	育児休業取得（延長）証明書
<input type="checkbox"/> 産休・育休からの復職	復職日	年 月 日	産休：就労・就職内定証明書（産前産 後休暇の期間が明記されたもの） 育休：復職証明書
<input type="checkbox"/> 上記以外の保育を必要 とする事由の変更	<input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 疾病 <input type="checkbox"/> 就学（ 年 月 日～ ）		介護申立書、診断書、カリキュラム 等の保育を必要とすることが分かる 書類
<input type="checkbox"/> 海南市内の転居	海南市 転居年月日： 年 月 日		転居後、65歳未満の祖父母と同居や同地 区となる場合は祖父母の就労・就職内定 証明書等（申請中の場合に限る）
<input type="checkbox"/> 世帯構成	<input type="checkbox"/> 結婚 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> その他（ ） 変更年月日： 年 月 日		結婚：新たに保護者となった者の就労・就職内定証明書等、 マイナンバーの分かる書類（転入者のみ） 離婚：離婚日が分かる書類（戸籍謄本等）
<input type="checkbox"/> その他	具体的に：		

- ※ **変更が分かった日から1か月以内**に必要書類と併せてご提出ください。本届がなく、認定内容と異なる事実が判明した場合、退所（園）または次年度の継続利用を承諾しない場合があります。
- ※ この申請書では、認定こども園における教育・保育給付認定区分の変更（教育認定（1号）⇔保育認定（2号））はできません。別途、「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（現況）申請書兼入所（園）申請書」等の提出が必要です。
- ※ 教育・保育給付認定の変更（保育標準時間⇔保育短時間）は、原則として申請のあった月の翌月1日からの変更となります。
- ※ 世帯構成や保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）の変更に伴い、翌月からの利用者負担額が変更になる場合があります。
- ※ 求職活動中、育児休業中の保育時間は、「保育短時間（08：30～16：30）」になります。
- ※ 出産後、復職を前提としない育児休業取得または就労しない場合は、期間（*）終了後の継続利用はできません。
（*）出産予定（妊娠・出産）で利用できる期間は「出産予定日の属する月とその前後2か月の最長5か月間」です。
- ※ 在園児童の弟妹の育児休業の終了に伴い、在園児童の保育必要量を「保育標準時間」に変更する場合もこの申請が必要となります。
（延長保育もあわせて必要な場合は、別途延長保育の申請も必要となります。）
- ※ ご不明な点は、子育て推進課（073-483-8582）までお問い合わせください。